

## 就農支援資金制度（拡充）

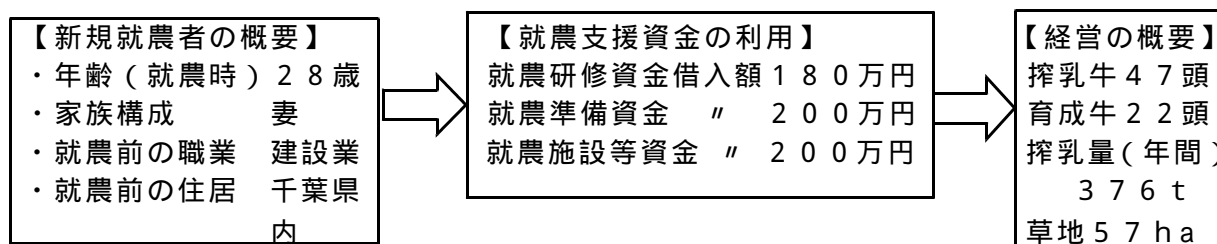
【平成20年度概算決定額：1,999,809（1,999,993）千円】

### 対策のポイント

新たに就農しようとする青年等（対象者の拡充）に対し、就農に必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、新規就農者の育成・確保に努めます。

#### （新規就農した事例）

北海道で酪農を始めようと考えていたが、自己資金に乏しかったため、町の紹介で就農支援資金を借受け、牧場にて妻とともに2年半の研修を受けた後、公社営農場リース事業を活用して就農



### 政策目標

#### 【新規就農者の育成・確保】

新規就農者数（39歳以下）毎年1万2千人程度

#### < 内容 >

##### 1. 就農支援資金貸付金

新たに就農しようとする青年等に対し、就農にあたり必要な就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金を長期間（原則12年以内）、無利子にて貸し付けることにより、就農の促進を図ります。

なお、既に農業法人等に就業している者であっても一定の条件を満たす場合、資金を借受けることができるようにします。

【就農支援資金貸付金 1,989,787（1,989,787）千円】

【貸付主体 都道府県青年農業者等育成センター

農協・銀行等の金融機関（就農施設等資金のみ）】

##### 2. 就農支援資金制度運営推進委託費

就農支援資金制度の円滑な運営を行うため、資金データの管理、制度運営事務に必要な帳票の作成、資金の借受状況等を把握するための調査等を実施します。

【就農支援資金制度運営推進委託費 10,022（10,206）千円】

【委託先 民間団体等】

【事業実施期間 平成8年度から平成21年度】

〔担当課：経営局普及・女性課（03 - 3502 - 6468（直））〕